第 5440 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2016年)平成28年 4月 1日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ ファイナンスリース

Ｑ：ファイナンスリースとはどんなものですか？

Ａ：原則として中途解約が禁止されており、解約する場合には残りのリース料の全額を支払うような内容になっているものです。

【解説】

ファイナンスリースとは、①原則として中途解約が禁止されており、②解約する場合には残りのリース料の全額を支払うような内容になっているものです。ファイナンスリースには、リース契約終了後にリース物件の所有権がユーザーに移転する「所有権移転フォイナンスリース」と所有権が移転しない「所有権移転外ファイナンスリース」とがあります。

そして、ファイナンスリース以外のリースをオペレーティングリースといいます。

税務では、ファイナンスリースは売買取引として取り扱うこととなっていますので、リース資産の引渡しがあった時に売買があったものとして取り扱われますが、少額減価償却資産や一括償却資産の対象とはなりません。

消費税は、リース資産の引き渡し時に資産の譲渡があったものとして課税仕入れを認識することとなります。

また、減価償却は、残存価額をゼロとするリース期間定額法になります。

ファイナンス取引を賃貸借取引として処理した場合には、そのリース料等として経理処理した金額は、償却費として損金経理した金額に含められることとなります。